

H29 通学交通費助成事業（公立高等学校の魅力づくり事業の一環） 深川市教育委員会 学務課管理係

深川市では、地元公立高等学校の安定的な存続と発展のため、平成 28 年度以降に入学した生徒を対象として、通学交通費に対する助成を各高等学校の PTA 等の団体に対して行っています。

期待される効果

- 経済的な負担を軽減することにより、深川市公立高等学校への入学者が増加、または減少を抑えることが期待できるもの。

助成の要件

- 平成 28 年度以降に入学し、深川市公立高等学校への通学に要する距離が片道 6 キロメートル以上あり、かつ、公共交通機関の通学定期券を購入した者が対象です。（他の制度により通学費の補助を受けている場合はその該当額を除きます。）

助成の内容

- 通学距離が片道 6 キロメートルに至らずに公共交通機関を利用する通学者との負担の公平性を確保する観点から、通学に係る定期券購入代金から一定額を超える部分の 3 分の 1を助成することとし、上限は年額 5 万円までとします。
- 「一定額を超える部分」の「一定額」とは、鉄道を利用して通学する者は月額 3,000 円、路線バスを利用して通学する者は月額 5,000 円とします。
- 助成額の計算式：（「各交通機関の通学定期券購入代金」－「各交通機関の一定額」）× 1/3 ※10 円未満は切り捨て
【例】路線バスを利用し、53,010 円の 3 ヶ月定期を 4 回購入した場合
（53,010 × 4 回－5,000 円 × 12 ヶ月）× 1/3 ÷ 50,680 円・・・上限が年額 50,000 円なので、助成額は 50,000 円

助成方法

- 年 2 回（おおよそ 9 月末および 2 月末）に分けて、別紙「申請書」と「定期券の写し（領収書の場合は、使用者、区間、有効期間が確認できるものに限る。）」を通学する学校に提出して助成を受ける実績払いとします。申請できるのは当該年度分のみです。